

令和 7 年 3 月

(第 2 回)

京 都 府 教 育 委 員 会 会 議 録

1	開 会	令和 7 年 3 月 11 日	午後 2 時
	閉 会	令和 7 年 3 月 11 日	午後 3 時 51 分

2 出席委員等

前 川 教 育 長 小 畑 委 員 千 委 員

安 岡 委 員 藤 本 委 員

3 欠席委員

鈴 鹿 委 員

4 出席事務局職員

大 路 教 育 次 長

村 山 教 育 監

仲 井 管 理 部 長

相 馬 指 導 部 長

高 橋 管 理 部 理 事

浅 野 教 職 員 企 画 課 長

中 村 学 校 教 育 課 長

石 崎 文 化 財 保 護 課 長

井 上 保 健 体 育 課 長

杉 本 社 会 教 育 課 長

山 本 総 合 教 育 セ ン タ ー 所 長

瀬 津 総 務 企 画 課 課 長 補 佐 兼 係 長

中 村 総 務 企 画 課 主 事

5 議事の概要

(1) 開会

教育長が開会を宣言

(2) 前会議録の承認

2月分の会議録について、全出席委員異議なく、これを承認した。

(3) 報告事項

ア 教職員の働き方改革推進計画の策定について

【浅野教職員企画課長の報告】

- これまで、令和3年3月に改定した「教職員の働き方改革実行計画」に基づき、教職員の働き方改革を進めてきたが、教員勤務実態調査の結果や中央教育審議会の答申も踏まえ、新たに「教職員の働き方改革推進計画」を策定する。

「2 計画の方向性等」について説明する。

目指す方向性としては、引き続き「時間外在校等時間の削減」を推進するとともに、教員の「働きがい」を高めつつ、「働きやすさ」も両立している学校を目指した働き方改革を推進する。

計画期間は令和11年度までの5年間としている。

取組方針・取組指標として、計画期間に関わらず速やかに全教職員の時間外在校等時間を月45時間以内としつつ、月80時間を超える教職員をゼロにすることを最優先として取り組むとともに、働きがいや働きやすさが向上することを目指す。

「3 重点的な取組」については、教員の働きがいに考慮し、学校の実情を踏まえながら、教科担任制や京都式少人数教育の推進等による負担軽減、初任者の育成・支援によるサポート体制の強化などの様々な取組を複合的に実施していくこととしている。

「4 進捗管理等」では実践推進校を指定し、大学教授等の助言を受けながら、改善策の実施・検証を行い、実践から得られた成果を他の学校へ広く展開するなど、各市町（組合）教育委員会や各学校と一体となり働き方改革を推進する。

また、管理職のマネジメントが重要であるため、マネジメント能力向上に向けた支援を行う。

【質疑応答】

- 小畑委員

時間外在校等時間の削減とやりがいを両立することは重要だと思う。

従来からの物事に切り込みながら、両立を目指してもらいたい。

- 何かを行う際に、予算がないからできないという状況はモチベーションが下がる。予算の確保についても大切である。

- 浅野教職員企画課長
学校毎の事情に応じた働き方改革を進めていきたい。
- 安岡委員
時間を有効に使うためのツールの充実も重要である。
- 前川教育長
教育DXも含めて働き方改革を進めていきたい。

イ 京都府幼児教育センターリーフレットについて

【中村学校教育課長の報告】

- 幼児教育センターでは令和2年度の設置以降、幼児教育アドバイザーを各園に派遣し、保育参観や園内研修での助言、講演活動を行ってきた。

派遣件数は、初年度の46件から増加しており、令和6年度の派遣件数は128件と過去最多であり、各園での認知も進んでいる。

一方、各自治体での幼児教育の推進状況には大きな差が生じており、国においては、幼小をつなぐ「架け橋期」の接続推進を目指して、自治体の「架け橋期のコーディネーター」の配置や「架け橋期のカリキュラム」の作成を推進している。

これらのことから、令和7年度以降を幼児教育センターの「セカンドステージ」に位置づけ、新たに事業を展開したいと考えている。

センターの重点は、「幼児教育の質の向上」と「幼小の円滑な接続」の2点で変更ないが、「幼小の円滑な接続」をより意識して取組を進め、幼児教育に育んだ資質・能力を小学校への学びへつなげるよう支援を進めていく。

セカンドステージのスタートにあたっては、リーフレットを作成して、改めて府全体の園・校に発信したい。

リーフレット内、表面中央の写真は、幼小の接続を意識して「児童と幼児が交流している写真」としている。

「幼児教育の質の向上」における大切にしている6つの視点を表紙下段に配置した。

リーフレット中面では「幼児の先生だけでなく、小学校の先生にも理解していただけるリーフレットにしたい」という視点で、「幼小の円滑な接続」をリーフレット中面全体に配置した。

幼児教育と小学校教育のそれぞれの視点を左右に表記して、お互いの視点の違いを明確にする一方で、育む3つの資質・能力は同じであること、幼児教育を通して育まれた資質・能力を基礎として小学校以降の生活や学習につなげることを示している。

また、資質・能力をつないでいくためのステップとして、①保育者・教師の交流、②幼児・児童の交流、③カリキュラムの接続、の3点と、その具体的な取組を明示している。

下段には、幼児教育の遊びの中で学びの芽が育っていることや、小学校の学びの中に幼児期での遊びからの連続性を意識した授業改善に取り組むことについて具体的な事例とつながりの視点を示している。

また、資質・能力が育まれる手がかりとして、幼稚園教育要領が示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を中央に示し、参考の資料として令和5・6年度に実施した「幼児教育と小学校教育の接続期カリキュラムコンサルテーション事業」の発表動画（2次元コード）を掲載している。

裏面は、幼児教育センターの解説や、セカンドステージの説明である。

自治体レベルで、それぞれの地域の実情に応じた指導助言の実施や、円滑な幼小接続を、市町村が主体的に推進することができるよう支援すること、市町村同士がつながり、優れた取組を幅広く共有できるネットワーク構築など、セカンドステージで推進し、「つながり」「広がり」の視点で一体的な幼児教育の推進を目指す。

【質疑応答】

○ 藤本委員

開設5年の節目で、このようなリーフレットを作成いただいたことには意義があると思う。

ポイントは押さえていただいているが、小学校教育の前倒しが幼児教育と小学校教育の架け橋であると、誤解している教職員の方もいるのではないかと思う。

幼児教育段階と小学校段階、それぞれの持つ特徴、違いが分かりやすい方がよいのではないかと考えるため、よりブラッシュアップできればよりよいものとなる。

ウ 京都府公立高等学校入学者選抜制度の見直しについて

【相馬指導部の報告】

○ 本見直しについては、12月の教育委員会で報告した新しい制度案の継続案件であるが、今回は、この間実施した意見募集結果の概要とそれを受けて一部修正した制度案、今後の予定について報告するものである。

まず、意見募集の概要から報告するので、資料1を御覧いただきたい。

意見募集は、昨年12月26日から本年1月31日までの間、実施した。

募集結果としては、意見数は336件で、年齢別、属性別、居住地別のほか、意見の項目別の内訳については資料のとおりである。

意見の内訳では、制度全般に関すること、受検機会・日程に関すること、中学校からの報告書や評価に関する意見が多く寄せられた。

主な御意見の要旨と御意見に対する考え方は、別紙として次頁以降にまとめており、御覧置きいただきたい。

その中での主な意見としては、「合格発表が早くなることや前期と中期が一本化することは望ましい。追検査まで一定期間確保してほしい。報告書の内申点を考慮しない選抜の拡大も検討してはどうか。」等であった。

こうした意見募集を踏まえての新しい入学者選抜制度（案）は、資料2に掲載のとおり、新たな考え方等を追記している。

追記箇所には下線を引いている。

まずは、1頁の受検機会の下線部であるが、「中学生が安心して受検に臨めるよう前期選抜（仮称）の検査当日、体調不良等やむを得ない理由によって欠

席した場合、追検査までの期間を1週間程度設けるなど、受検機会の確保に向けて適切な日程を検討する。」旨を追記している。

同じく1頁の実施方法(1)前期選抜(仮称)の下線部であるが、「日程案は例示であり、今後、生徒の負担軽減の観点や志望動向等も考慮し、検査日の順番や検査教科数、検査項目のあり方について検討する。」旨を追記している。

続いて、2頁を御覧いただきたい。

「多様な評価の推進の観点から、現在一部の特別入学者選抜で実施している報告書の評定を用いない選抜方法の拡充についても検討する。」旨を追記している。

続いて、3頁の図の下※印の箇所を御覧いただきたい。

利便性向上や入試手続の負担軽減を求める趣旨の意見に対して、「電子出願の導入を目指す。」旨を追記している。

その下の新しい入学者選抜制度の実施予定時期については、「令和9年度入学者選抜の実施に向けて、令和7年6月頃を目途に、各校の独自枠の検査内容案等の公表を検討する。」旨を追記している。

最後に資料は表紙を御覧いただきたい。

今後の予定としては、4月の教育委員会において、新制度の大きな方針にあたる項目については議決いただきたいと考えている。

また、引き続き検討を要する内容については、京都市教育委員会を始め、中学校、高校の校長会等と調整していく。

【質疑応答】

○ 藤本委員

見直しを進めてきた中、最近になって、国の方では高校授業料無償化が本格的に議論されるようになり、予測できない動きが出てくると思う。

よって、今後は本案による一定の方向性は示しつつも、柔軟に対応していく必要があると思う。

○ 相馬指導部長

動向をしっかりと把握しながら、一緒に取り組んでいる京都市教育委員会のもとより、中学校、高校、あるいは私立学校とも調整しながら、見直しについても行っていく必要があると考えている。

エ 府立高校の再編整備の考え方について

【相馬指導部の報告】

○ まず、趣旨から報告する。

今後、更なる少子化に歯止めがかからない状況であり、また、生徒の学習ニーズの多様化が進む中にあるのは、府立高校の再編整備を進め、一定の学校規模を維持するとともに、多様なニーズに対応した柔軟な教育システムの充実等を進めていくことが必要であると考えている。

なお、今回示すものは、あくまでも再編整備を進めていくための考え方であり、再編の対象とする具体的な学校を示すものではない。

続いて、その内容を説明する。

資料は、2枚目以降の府立高校の再編整備の考え方(案)を御覧いただきたい

い。

1 頁には、府立高校の再編整備に係る状況として、少子化による影響と生徒の学習ニーズの多様化について記載している。

2 頁記載の考え方の趣旨では、これまで「府立高校の在り方ビジョン」や基本計画において記載した内容を改めて示している。

3 頁には、再編整備の検討を行う際の留意事項を示している。

スタンスとしては、できることなら再編統合は行いたくないところであるが、少子化の影響等からやむを得ず進めていかざるを得ないという中で、地域の実情や生徒のニーズ、通学事情等についてはしっかりと考慮して検討し、府民等の理解を得ながら進めていくということである。

4・5 頁では、再編整備に向けての具体的な内容を「全日制高校における再編」と「学びの多様性への対応」の2つに整理して示している。

4 頁の全日制高校における再編では、北部地域、南部地域でそれぞれ一定の学級規模を下回る学校が複数ある場合に、地域ごとの検討を開始することとしている。

京都市・乙訓地域及び山城地域については、基本計画に記載した望ましい学級規模 1 学年 6～8 学級を踏まえ、第 1 学年の入学者数が 1 学年 6 学級・240 名を下回る学校が複数ある場合、地域内での検討を開始するものである。

口丹・中丹・丹後地域については、基本計画では明確な基準を示していなかったが、多くの学校が 1 学年 5 学級を下回っているため、1 学年 3～5 学級程度を編制するための生徒数として、第 1 学年の入学者数が 120 名を下回る学校が複数ある場合、地域内での検討を開始するものである。

実際のところ、全ての地域が既にこの基準に該当しており、京都府の全地域で再編の検討を開始することとなる。

5 頁の学びの多様性への対応では、柔軟な教育システムの導入、定時制、通信制の見直しを具体的に検討するものとしている。

6 頁には、具体的な再編整備の内容を検討し、方向性を明らかにした上で、必要に応じて自治体など関係機関と調整を図り、地域別等での検討を進め、実施計画として策定していくことを記載している。

7 頁以降は、府立高校の在り方ビジョン及び魅力ある府立高校づくり推進基本計画の関係箇所を抜粋したものである。

【質疑応答】

○ 小畑委員

本件については、少子高齢化による子どもの減少、高校授業料無償化等々の影響のみならず、今後は私立学校との関係の変化も大きく影響してくるのではないか。

これまで高校改革に取り組み、私立学校と比較した公立学校の特徴等を見出してきたが、今後は今まで以上に真剣に考えていく必要がある。

全体的に戦略的に考えていかなければならない時代に入っており、今一度、見直しが必要ではないか。

○ 相馬指導部長

御意見のとおり、情勢は目まぐるしく変化しており、各校はスクール・ミッション、スクール・ポリシーを既に策定しているが、その辺りについても、今

一度、見直すことが必要となっており、全て学校において、そういった視点で取り組んでいきたい。

○ 藤本委員

小畑委員の御意見のとおり、根本的に見直さざるを得なくなった時期であることは無視できない。

特色を明確にし、優秀な教員を更に育成するなど、様々な観点から考えていく時代になったと考える。

オ 府立高校魅力化推進施設・設備整備基本構想について

【相馬指導部の報告】

○ まず趣旨から報告する。

本構想は、府立高校改革を施設・設備整備面から実現するために策定するものであり、これまでに策定してきた「計画」とは異なり、今後、実施していく施設・設備整備についての考え方を「構想」として策定するものである。

続いて、その内容を説明する。

資料は、2枚目以降の府立高校魅力化推進施設・設備整備基本構想（案）を御覧いただきたい。

1 頁に記載の構想の趣旨については、先ほどのとおりです。

一方の施設・設備整備の進め方としては、府立高校改革と併せて整備を進めていくこと、また、各高校の実情に応じて整備を進めていくこととしている。

2 頁以降は、施設・設備整備の方向性として、整備を想定している個別の施設・設備に関して、大きく3つの方向性を示している。

1 つ目は、2 頁から4 頁にかけて記載している学校の使命や特色に応じた整備として、各校の学びに応じた整備や部活動に係る整備、多様な生徒へのニーズ対応のための整備等、各校の特色化に応じた整備について示している。

2 つ目は、学校、学科の配置見直し等に必要な整備で、今後の再編整備を進めるに当たり想定される大規模改修等の整備を示している。

3 つ目は、安心・安全で快適な教育環境づくりのための整備で、体育館空調やトイレの整備等を示している。

7 頁以降には、府立高校の在り方ビジョン及魅力ある府立高校づくり推進基本計画の関係箇所を抜粋して掲載している。

【質疑応答】

○ 小畑委員

予算面について財政当局には必要性をしっかりと説明し、是非構想を実現させていただきたい。

○ 相馬指導部長

本構想は年次としての計画には至っていないが、老朽化や学校運営等に必要な設備整備の予算はあり、それに加えて、公立高校としてのどのような魅力を出すのか、その特色を際立たせるためにも必要な施設・設備については整備していきたいため、これからしっかりと財政当局と話していきたい。

○ 藤本委員

子どもたちが豊かな環境で育つことは、国が本気で考えなければならないこ

とであり、国には都道府県教育委員会からも声を上げていただきたい。

一方、再編整備も大事なことであるが、特に過疎地等、地域から学校がなくなるといことは大きいことであり、そこばかりが優先されれば、本当に必要なものが抜け落ちるおそれもある。こうした構想により、国にしっかりと聞いてもらえるものを作る必要があるのではないか。

(4) 議決事項

ア 第8号議案 京都府子どもの読書活動推進計画の最終案について

【相馬指導部長の説明】

- 本案については、昨年11月の教育委員会で中間案を報告し、その後、パブリックコメントを実施しており、それを踏まえ、今回最終案を提出するものである。

資料は、第五次推進計画の冊子を御覧いただきたい。

内容としては、中間案と大きく変更はない。

ただ、パブリックコメントにおいて、「特別支援学校について、もう少し具体的な記載をしてはどうか。」旨の御意見があり、例えば、7頁以降に記載のとおり、学校等における読書活動の推進の項目において、特別支援学校のデータが抜けている箇所もあったため、そのお辺りはしっかりと書き込みを加えている。

また、21頁に記載のとおり、特別支援学校における取組の内容についても、少し内容を充実させている。

それ以外は大きな変更はない。

【質疑応答】

- なし

〔原案どおり可決〕

イ 第9号議案 係属高校スクール・ミッションの改定について

【相馬指導部長の説明】

- 令和8年度から京都府立大学の系属高校とする北桑田高校及び農芸高校の令和8年度のスクール・ミッションについて、生徒募集等の関係で前年である令和7年度から示すため、今回改正を図るものである

続いて、改定案であるが、新旧対照表に掲載のとおり、両校ともに京都府立大学の系属高校として位置付け、連携を深化することを始め、京都府の林業、農業、関連産業の振興に資する人材育成について追記している。

【質疑応答】

- なし

〔原案どおり可決〕

- ウ 第10号議案 京都府立郷土資料館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

【石崎文化財保護課長の説明】

- 京都府立資料館条例の改正は、12月府議会にて可決され、使用料が改定されたが、高齢者への減免措置の見直し、負担軽減策を設けるため、同条例施行規則の改正を行う。

第4条は観覧料の徴収に伴う条項であり、電子決済の導入、並びに入場券等の不正利用に関する取り扱いを規定した条項を追加している。

第5条は65歳以上の方から観覧料を徴収するのに対する軽減措置として新たに65歳以上の方に限り年間パスポートの利用が可能となったため、利用に関する規定を新たに設けたものである。

第7条は旧条例の第6条に該当し、使用料の減免に関する条項である。65歳以上の方から使用料を徴収するのに伴い、減免措置に関する条項を削除した。

また、これまで児童生徒の保護者に対する減免が1名であったものを2名まで10分の10減免できるものとしている。

観覧料は、全庁的な考え方に基づき、一律約1割の値上げ、65歳以上の方につきましては一般の方の半額としている。

【質疑応答】

- なし

〔原案どおり可決〕

- エ 第11号議案 京都府教育委員会基本規則の一部を改正する規則の制定について 【非公開】
- オ 第12号議案 京都府教科用図書選定審議会委員の委嘱について 【非公開】
- カ 第13号議案 京都府産業教育審議会委員の委嘱について 【非公開】
- キ 第14号議案 京都府スポーツ推進審議会委員の委嘱について 【非公開】
- ク 第15号議案 京都府社会教育委員の委嘱について 【非公開】
- ケ 第16号議案 京都府立図書館協議会委員の委嘱について 【非公開】
- コ 第17号議案 令和7年度府立学校校長・副校長の人事異動について 【非公開】
- サ 第18号議案 教育委員会事務局管理職の人事異動について 【非公開】

(5) その他

- ア 公開しないこととする議決について

(京都府教育委員会委員会会議規則第15条第1項第1号)

議決事項のアについて、全出席委員異議なく、公開しないこととすることを議決

(6) 閉会

教育長が閉会を宣告